

**島根地方最低賃金審議会**  
**島根県はん用機械器具、生産用機械器具、**  
**業務用機械器具製造業最低賃金専門部会**  
**第3回会議 議事録**

- 1 日 時 令和6年10月4日（金）午後0時58分～午後2時1分
- 2 場 所 島根労働局 専用大会議室
- 3 出席者 公益代表委員 出席2名 定数3名  
労働者代表委員 出席3名 定数3名  
使用者代表委員 出席2名 定数3名
- 4 主要議題 ○金額審議

【部会長代理】ただいまから、令和6年度島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会第3回会議を開会します。

本日は部会長の藤本委員が欠席されておりますので、部会長代理の私吉田が会長の代わりを務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、まず、事務局は本日の配付資料の確認をしてください。

【指導官】 本日は、会議次第1枚をお配りしております。以上です。

【部会長代理】事務局から、委員の出席状況と会議の公開状況を報告して下さい。

【指導官】 それでは報告します。本日は、先ほど吉田部会長代理からお話がありましたが、公益委員藤本部会長から欠席の連絡をいただいております。その他、使用者側多野委員につきましては、まだお見えになりませんが、欠席の連絡はいただいておりますのでご了承ください。

最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、本日の会議は、定足数を満

たしており、有効に成立しますことをご報告いたします。

また、本日の会議の公開につきましては、本庁舎の掲示板及び島根労働局ホームページに9月25日から10月1日まで掲示いたしましたが、傍聴の申込みがありませんでしたので、併せてご報告します。

**【部会長代理】** 傍聴人はいらっしゃいませんが、本日の会議及び議事録は公開としております。

9月19日開催の専門部会合同会議において決定しておりますとおり、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、専門部会運営規程第5条第1項但し書きにより、それ以降の会議は非公開の扱いとなりますが、会議を非公開とする部分は議事録も専門部会運営規程第6条2項により非公開、同条第3項により議事要旨を公開することとします。

**【部会長代理】** それでは、会議次第2の金額審議に移りますが、審議に入ります前に事務局から設定様式の形式についての説明があります。お願いします。

**【室長】** 室長の渡辺です。私の方からは、設定様式の形式の変更について少しだけお時間をいただきたいと思います。

資料の赤色インデックス1の設定様式をご覧ください。

該当箇所はこちらの様式の項目2でございます。少し読み上げますと、「前号の地域内でポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・・・と業の種類が続きますが、2項目の本文の上から7行目です。「産業において管理、補助的経済活動」とございますが、こちらの「産業において管理」の次の「カンマ」については、日本標準産業分類の改定があり、句読点の「、テン」に変更となります。様式の説明は以上です。

**【部会長代理】** それでは金額審議に移ります。前回10月1日の第2回会議においては、労働者側委員から、若者の島根離れ、県外流出が進んでいる中、賃金を上げ

ていくことで歯止めをかけたい。

他の産業より島根県のはん用機械器具等が高い水準の賃金を設定することで企業、産業の魅力を高めることができる。これらのこと等から、引上げ額 71 円が提示されました。

一方、使用者側委員からは、島根県におけるはん用機械器具等の事業場は多くが中小企業であって、材料費の高騰や人件費の引上げが厳しく、価格転嫁も進んでいない状況であること。

未満率が前年度より多くなっていること。これらのこと等から、今年度の賃金改定状況調査第 4 表 B ランクの賃金上昇率 2.9% を考慮し、引き上げ額 29 円が提示されました。

その後、協議を行い、前回のところでは、歩み寄りとして労側は 67 円、使用者側は 50 円の再提示がなされて、次回継続審議となりました。

労使それぞれご検討いただいた上で部会に臨んでおられると思いますので、引き続き労使双方からご意見をいただき、できれば本日の結審に向けて金額審議を深めたいと思います。よろしくお願いします。

まず、本日の審議にあたりまして、冒頭のところで全体に向けまして何かご発言があればお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

(「ありません。」)

**【部会長代理】** 無いようであれば、この後は労使別室に分かれて、それぞれ個別にお話をさせていただくことにしたいと思います。

それでは、当部会はいったん休会とします。

(休会)

(再開)

**【部会長代理】** それでは、会議を再開します。

審議も尽くされたようですので、専門部会としての結論を出したいと思います。58 円引上げということで、労側、使側ともご異議ありませんでしょうか。

(「ありません。」)

【部会長代理】 公益の委員の皆様もよろしいでしょうか。

(「ありません。」)

【部会長代理】 発効日については、法定どおりということで、よろしいでしょうか。

(「はい。」)

【部会長代理】 それでは、合意に達しましたので、本専門部会として、全会一致で58円  
引上げという結論で決議されました。

結審しましたので、その結果を本審議会に報告するために「専門部会報告書」を作成します。

また、第438回本審議会において、最低賃金審議会令第6条第5項を適用することが議決されていますので、「専門部会の決議をもって本審議会の決議とする」こととなります。

よって、結審した内容で答申しますので、併せて、答申文を作成します。  
事務局で専門部会報告書(案)及び答申文(案)を作成して下さい。

(専門部会報告書(案)及び答申文(案)を作成)

【部会長代理】 事務局から、専門部会報告書(案)及び答申文(案)を配付して下さい。

(専門部会報告書(案)及び答申文(案)を配布)

【部会長代理】 それぞれの案についてご質問ございますか。よろしいでしょうか。

(「はい。」)

【部会長代理】 それでは最初に専門部会報告書（案）について決議します。専門部会報告書（案）に、ご異議はありませんでしょうか。

(「ありません。」)

【部会長代理】 ご異議がないようですので、専門部会報告書については、案のとおり、全会一致で決議されました。

それでは、専門部会報告書の「案」の文字を消して下さい。

続いて、答申文（案）について決議します。答申文（案）に、ご異議はありませんでしょうか。

(「ありません。」)

【部会長代理】 ご異議がないようですので、答申文については、案のとおり、全会一致で決議されました。答申文の「案」の文字を消して下さい。

それでは、答申します。

(部会長から基準部長に答申文を手交)

【基準部長】 労働基準部長の松井でございます。本日は岩見労働局長に代わりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

本部会につきましては、58円引き上げということでございまして、ここに至るまで労使の皆様歩み寄りいただきまして、ご調整いただきましてありがとうございます。

また、公益委員の先生方に置かれましても難しい調整の中、結論に導いていただきましたこと感謝申し上げます。ありがとうございました。

【部会長代理】 それでは、会議次第5、その他ですが、委員の皆様、何かございますか。

【松林委員】 公益委員の皆様、使用者側委員の皆様ありがとうございました。

私の方から一点だけ、先般の設定様式のところで、森脇委員からもありまして、この3の(3)の「ロ」と「ハ」については、景山委員の方に労働者側から変更の申し出をするように伝えましたので、ひとつよろしく申し上げます。

【森脇委員】 ありがとうございます。

【部会長代理】 他に何かありますか。

(「ありません。」)

【部会長代理】 それでは、事務局から何かありますか。

【室 長】 ただ今、答申をいただきましたので、今後の事務手続きについて説明させていただきます。

先ほど、答申をいただきました島根地方最低賃金審議会の意見を本日公示します。審議会の意見について、関係労使からの異議の申出を文書で10月21日月曜日までに提出していただくよう求めることとなります。

異議の申出がありましたら本審を開催して、ご審議していただく手続きをとります。

また、異議の申出がない場合は、官報公示等発効手続きを事務局において行い、先ほど法定どおりということでございましたので、最短で令和6年12月5日木曜日に効力発生予定となりますのでよろしくお願いします。以上です。

【部会長代理】 本専門部会の任務は終了しました。9月3日開催の第438回本審において決定していますとおり、審議会令第6条第7項により、当専門部会は、廃止します。ありがとうございました。

それでは以上をもちまして閉会します。お疲れさまでした。